

台東区介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号事業者の指定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）において、第1号事業を実施する事業者（以下「指定第1号事業者」という。）の指定等について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び施行規則で使用する用語の例による。

(指定の申請)

第3条 指定第1号事業者の指定を受けようとする者は、施行規則第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により申請をするものとする。

2 前項に規定する申請は、法第70条第1項における指定居宅サービス事業者の指定又は法第78条の2第1項における指定地域密着型サービス事業者の指定（以下これらを「指定第1号事業者の前提の指定」という。）を受けている者に限る。

(指定及び通知)

第4条 東京都台東区長（以下「区長」という。）は、前条に規定する申請があった場合は、法第115条の45の5の規定に基づき指定の適否を審査し、指定したときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定通知書（第1号様式）により、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(有効期限)

第5条 法施行規則第140条の63の7の規定による指定第1号事業者の指定の有効期間（以下、「指定第1号有効期間」という。）は、6年とする。ただし、あらかじめ指定第1号事業者の前提の指定を受けている場合の指定第1号有効期間は、当該指定第1号事業者の前提の指定期間とし、以降は6年とする。

(指定の拒否)

第6条 第4条の指定については、この要綱に規定した基準を満たした事業所であっても、当該事業所を指定することにより、台東区（以下「区」という。）が定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他区における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所を指定しないこととすることができる。

(変更の届出等)

第7条 指定第1号事業者は、指定の申請事項に変更があったときは、当該変更があった日から10日以内に区長に届け出なければならない。

2 指定第1号事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに区長に届け出なければならない。

3 指定第1号事業者は、休止した事業を再開したときは、再開した日から10日以内に区長に届け出なければならない。

4 前3項に規定する届出は、施行規則第140条の62の3第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式によ

り行うものとする。

(指定の更新の申請)

第8条 指定の更新の申請は、施行規則第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

2 前項の規定による申請を審査し、指定更新したときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定更新通知書(第2号様式)により、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(事業者情報の提供)

第9条 区長は、第2条から前条までの規定による指定、事業の廃止、休止、指定の更新又は届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他区長が適当と認める事項

(指 導)

第10条 区長は、必要と認める場合には、指定第1号事業者に対し、適切な指導を行うことができる。

(指定第1号事業者への監査における実地検査)

第11条 区長は法施行規則第140条の63の6に規定にする指定基準への違反等の確認について必要があると認めるときは、法第115条の45の7の規定により、指定第1号事業者等に対し、報告、帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者質問させ、又は当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の実地検査を行うものとする。

(監査結果の通知等)

第12条 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 区長は、当該事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第13条 指定基準違反等が認められた場合には、法第115条の45の8の規定に基づき、当該指定第1号事業者に対し、勧告、命令等の行政上の措置を行うものとする。

(指定の取消)

第14条 区長は、指定基準違反等の内容が、法第115条の45の9の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定第1号事業者等に係る指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすることができる。

2 前項の規定により指定の取消又は効力停止をしたときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定取消（停止）通知書（第3号様式）によりその旨を通知するものとする。

（経済上の措置）

第15条 区長は、不正利得があった場合には当該指定第1号事業者から返還を求めるものとする。

（雑則）

第16条 この要綱に規定するもののほか、総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

付則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の台東区介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業者の指定等に関する要綱（以下「新要綱」という。）の第3条第2項の規定の申請は、この要綱の施行の日から平成30年3月31日（以下「経過措置期間満了日」という。）までの期間において、法第115条の2第1項における指定介護予防サービス事業者の指定を受けている者もできるものとする。

3 新要綱第5条の規定は、平成30年4月1日（以下この項において「適用日」という。）以降の指定第1号有効期間について適用し、適用日前の指定第1号有効期間については、同条の規定にかかわらず経過措置期間満了日までとする。

付則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年10月23日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の台東区介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号事業者の指定等に関する要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の台東区介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号事業者の指定等に関する要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の台東区介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号事業者の指定等に関する要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の台東区介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号事業者の指定等に関する要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。